

# 文教経済常任委員会行政視察報告

文教経済常任委員長 野本 孝子

【視察日程】平成29年7月31日（月）～8月2日（水）

【視察委員】野本孝子委員長，小柳聡副委員長，水澤仁委員，平松洋一委員，  
荒井宏幸委員，永井武弘委員，渡辺仁委員，渡辺均委員，平あや子委員，  
串田修平委員，松下和子委員，青木学委員，小泉伸之委員

【視察地】大阪府茨木市，大分県由布市，福岡県福岡市

【調査事項】

大阪府茨木市：スクール・ソーシャル・ワーカーの各校配置の取り組みについて  
大分県由布市：観光基本計画及び観光と農商工の連携の取り組みについて  
福岡県福岡市：福岡市総合図書館文書資料室の管理，運営について

## ○スクール・ソーシャル・ワーカーの各校配置の取り組みについて ～大阪府茨木市～

### 1. 概要

茨木市ではスクールソーシャルワーカーを平成18年から配置している。スクールソーシャルワーカー（以下、SSWとする。）とは、子どもの家庭環境による問題に対処するため児童相談所と連携したり、教員を支援したりする専門家である。

茨木市内には小学校32校，中学校14校があるが，学力テストの結果からは，学力の二極化が問題となっている。そこで，

茨木市は様々なデータから学力と生活意識との間にあるとの仮説を掲げ，そういった生活習慣等から改善するためSSWを活用した。

平成19年にはモデル校として三島中学校にSSWを配置し，教育委員会は状況を他の中学校に伝える働きをした。平成23年には市内全14中学校にSSWを配置した。

拡充がされる中で，SSWの雇用形態も変化している。平成25年度までは有償ボランティアで1日5時間時給5,000円であったが，平成26年度からは非常勤嘱託員として週4日，フルタイムで月給27万円とするなど，待遇面が改善されている。

SSWを配置したことで，一定の効果もでてきている。相談件数は平成24年から27年



の3年間で約3倍の3,500件に増加している。不登校児童増加率は5倍から1.8倍へと減少している。また、学力定位層も減るなどの効果が表れている。

S S Wが5名となり、全校に配置されることで、子ども達の日常生活を観察し、小さな変化に気付くことができるようになったため、相談件数の増加などの成果が挙げられていると考えられる。

## 2. 所見

茨木市は新潟市と違い、S S Wを全校に配置している。そのことで、小さな変化に気付くことができているとのS S Wの方の話は非常に説得力があった。また、なぜS S Wを活用しているのかという目的が明確であり、教育委員会と現場のS S Wの意識が共有されていたことも、結果がでた一因ではないかと感じた。また、S S Wの方の話から、チームとしてうまく機能している様子も感じることができた。

一方、今後の人材育成については課題を感じているようであった。制度定着まで引っ張ってきた人たちの活動をどう引き継いでいくか、今後の活動を見守っていきたい。

加えて、小・中学校と高校をどう連携させていくかも課題であると感じた。小・中学校は市教育委員会の所管であるが、高校は県立、私立があり、市の教育委員会の所管ではない。情報を伝えるとの話であったが、全校配置ほどのきめ細やかさを高校在学時に発揮することは難しく、子どもにとっては難しい状況が考えられる。そういった連携は、新潟市でも同様であるため、子ども目線で考えた垣根をこえた取り組みが必要であると感じた。

## ○観光基本計画及び観光と農商工の連携の取り組みについて ～大分県由布市～

### 1. 由布市の概況

由布市は、大分県のほぼ中心地域に位置し、北は宇佐市、別府市、南は竹田市、東は大分市、西は玖珠郡に接している。東西24.7km、南北23.4kmにわたり、面積はおよそ319.32㎡である。

北部から南西部にかけては、由布岳や黒岳など1,000m級の山々が連なり、由布岳の麓には、標高約450mの由布院盆地が形成されている。中央部から東部にかけては、山麓地帯と大分川からの河岸段丘が広がっている。

産業については、農林業は米を中心に野菜、花き、果実の栽培や畜産が盛んであるが、農家数、農家人口ともに減少している。

工業は企業誘致の効果もあり、製造品出荷額は増加傾向にある。商業は社会環境の変化や大規模店の進出などにより商店数は減少傾向にあるが、新規店舗の創業や進出があり、新たな商業拠点地域が形成されている。

観光業については、温泉や豊かな自然などに恵まれており、特に湯布院地域は保養温泉地として多くの観光客が訪れている。

江戸時代には、旧挟間町、旧庄内町、旧湯布院町とも各地域が諸藩領に分断され、小藩分立の状態であったが、明治の大合併、昭和の大合併を経て旧町が形成された。

その後、「平成の大合併」が進む中、平成17年10月1日、挟間町と庄内町、湯布院町が合併し、「由布市」が誕生しました。商工業の発展が著しい挟間、豊かな自然と農業の庄内、観光と温泉の湯布院、3つの輝く個性が1つとなり、快適で住み良いまちを目指している。

## 2. 観光基本計画について

観光基本計画の策定の背景には、3町からの合併効果を生かした様々な可能性が期待されたことがあった。また観光地として、市民と観光客が癒しの空間を共有しながら、観光客にとってはゆっくり滞在できる訪れて良い町を、市民にとっては住み良い町を形成することを重要な課題と捉えたことがあった。その目的としては、多様な産業が連携して成り立っている観光産業は、より大きく新しい価値を生み出す総合産業として期待されるので、各地域の持ち味を活かした魅力的な由布市観光の形成と共に、観光のみならず農業、商業、工業をはじめとした地場産業の連携による地域活性化のための共通指針として策定した。

そして、由布市全体が一丸となって観光振興を進め、住んで良し、訪れて良しの観光立国をめざしている。

位置づけとしては、由布市総合計画の下位計画であり、同計画が目指す滞在型・循環型保養温泉地の形成に向けた各種施策と整合を図っている。

計画期間は、平成23年度から10か年度と定め、5か年度目にあたる平成27年度を一区切りとした。計画の進捗状況や社会経済環境の変化等に合わせ、必要に応じ適宜計画の見直しを行うこととしている。

また、地域の様々な特性を踏まえつつ、市民が一体となって観光振興を進めていくために、市民に分かりやすく、愛着の持てる将来目標を定めた。

由布市観光の将来目標 「人と暮らしが織りなす“懐かしき未来”の創造 ～住んで良し、訪れて良し、原点回帰のまちづくり～」

さらに、市場ニーズ等を総合的に捉え、基本理念を5つに整理した。「1. 自然の恵みに感謝し、生業を尊ぶ由布市観光」「2. 個性ある人、個性あるまちを育む由布市観光」「3. 内と外の“交流・出会い”を設える由布市観光」「4. 真心でもてなす由布市観光」「5. 古きを大切にし、新しき“風”を起こす由布市観光」。これらの基本理念のもとに、基本戦略があり、数々の魅力ある事業が展開されている。

## 3. 観光と農商工の連携の取り組みについて

観光と農商工の連携については、由布市地産地消・特産品ブランド化推進協議会が、平成22年に発足した。生産者の代表や農協、商工会や観光団体（市内7つの観光団体が入っている）などから構成された地産地消と特産品ブランド化施策を司る組織であり、様々な評価や意見を出し合い施策や事業へと反映させている。

また、由布市特産品PR連絡協議会は、平成28年5月に発足した。特産品開発支援事業を実践した生産者や事業者を中心に、県や市、由布市まちづくり観光局などから構成された物産のPR及び販促組織である。事務局は市の商工会が行っており、専門の推進員を市と商工会が負担して雇用している。都市圏の各種商談会へ出

店したり，県内外の様々なイベントへ出店したりするなどの活動を通じて，地域資源を活用した特産品商品をPRしている。

そして，グリーンツーリズムの推進も行っている。平成26年より教育（修学）旅行の受け入れを行い，国内外から多くの学生が訪れている。温泉地であり市内に旅館やホテルが多くあり，組合と連携しながら農業体験をしてもらっている。

#### 4. 所見

今や国内外から年間400万人が訪れる温泉地であるが，わが町が無くなる…という危機感から，まちづくりが始まったということを知った。その礎には市民が一体となり住民主導で「住んで良し，訪れて良し」のまちづくりを進めてきたことに見習うべきところがあった。全国2位を誇る湯量に甘んじることなく，市民が一丸となって優れた観光地を作り上げてきたことがよくわかった。温泉だけでなく，農村民泊や特産品ブランドなど新たな仕掛けも行い，地域全体で盛り上げ，経済波及効果が行きわたるように努力していることに感銘を受けた。



### ○福岡市総合図書館文書資料室の管理，運営について ～福岡県福岡市～

#### 1. 概要

担当職員から，総合図書館全体及び文書資料室の概要や市の文書関係の規定における位置づけ，利用状況，管理方法，職員体制等について説明を受けた後，館内（文書資料室や点字図書館等）を見学した。

館内は図書資料部門，文書資料部門，映像資料部門の3つに分かれて構成されており，図書資料部門では，こども図



書館に加えて、視覚障がい者用の点字図書館もあり、多様な市民が利用できる環境整備が整っていた。今回の視察目的である文書資料部門は、歴史的・文化的価値を有する市の公文書及び行政資料、古文書資料及び郷土資料を収集・保存し、調査研究を進め、閲覧に供する「資料保存センター」としての役割を果たしている。図書館文学・文書課の資料係は、完結後 30 年を経過した永年保存文書及び保存期間が満了した文書で歴史的文化的価値があるものについて、収集、整理、保存、閲覧業務を行う。公文書の閲覧については、文書資料室において原則としてマイクロフィルムにより閲覧できる。行政資料については、主に福岡市の各部局が発行する刊行物等を収集・保存し、文書資料室に排架され閲覧が可能となる。

## 2. 所見

本市では、公文書の取り扱いについては、「新潟市文書規程」(昭和 42 年制定)において、作成から廃棄までの管理ルールを定めるとともに、保存期間が満了した文書のうち、歴史的な価値があると認めたものを歴史文化課が引き継ぎ保存するものとしている。市民の閲覧については、庁内の事務文書については情報公開条例に基づき、市政情報室で閲覧でき、歴史的な文書については歴史文化課内において閲覧が可能となっている。しかし、すでに膨大な数の歴史的な文書を所蔵しているため、(平成 29 年度 8 月現在、歴史文化課等だけで 4 つの建物で合計 5,400 箱。市内に 6 か所ある公文書分類センター内で計 21,500 箱。)管理スペースの確保など、保管管理面での課題を抱えている。また、保存期限が到来した文書が歴史的な文書に該当するかどうかの選別作業は、古文書が読める等の技術を持った経験豊富な専門職でなければできない仕事であるが、現状は学芸員の資格を有する正規職員は歴史文化課に 1 名のみの手薄配置となっている。

「公文書管理法」では、国等の諸活動の記録である「公文書等」は、国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用できるように、適正な管理・保存・活用を図り、「現在及び将来の国民に対し説明する責務が全うされる」ことを目的としている。国会内で森友学園や加計学園などの不正疑惑が問題となるなかで、あらためて国民に対する行政の説明責任となる公文書の保存・管理のあり方が問われている。このような状況下で地方自治体においても、歴史公文書等を一体的に保存・活用する「文書館」の設置の必要性は高まっているといえる。

本市ではすでに平成 25 年 3 月に(仮称)新潟市文書館整備基本計画がつくられているが、設置場所の確保などの問題でいまだ整備に向けた具体的な見通しが出ていない。歴史文化課内における歴史的な文書の公開・利用の状況は、平成 28 年度は 463 件、一か月平均で 39 件にも上る。本市においても公文書館の整備を早急に進めると同時に、公文書の選定に当たる専門職の手厚い配置、さらなる職員体制の強化を求めている。